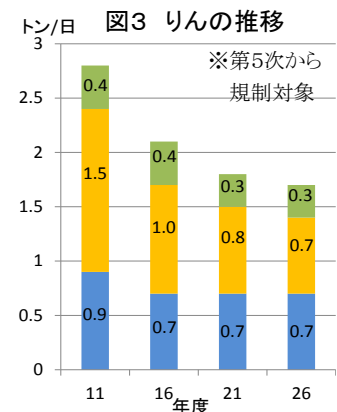
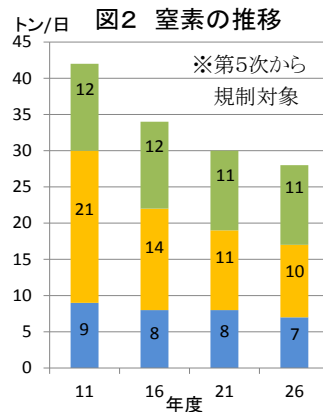
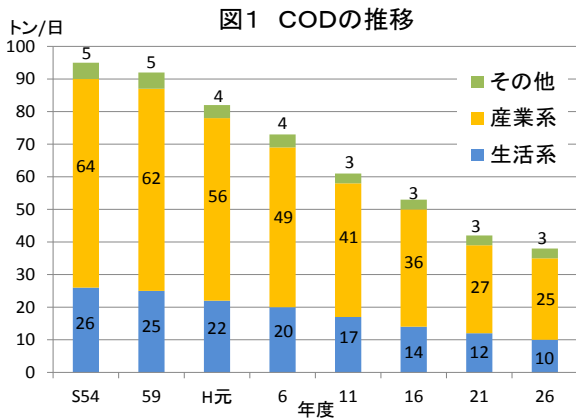


第8次総量削減計画及び総量規制基準について（概要）

1 水質改善に係る総量削減制度

- (1) 瀬戸内海等、人口・産業の集中等により汚濁負荷が著しい閉鎖性海域において、流入する生活排水及び工場排水等の汚濁負荷の総量を計画的に削減するための制度
- (2) 国は、閉鎖性水域の水質の汚濁を防止し、環境基準を確保するため、総量削減基本方針を策定（対象物質：化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん）
- (3) 昭和54年（1979年）の制度開始以来、現在まで7次にわたり実施



2 総量削減基本方針（瀬戸内海）について（H28.9策定）

国は、「第8次水質総量削減の在り方について」（H27.12 中央環境審議会答申）を受けて、大阪湾を除く瀬戸内海については、次のとおり基本方針を策定

- (1) 現在の水質から悪化させないことを目途
- (2) 平成31年度（2019年度）を目標年度とする関係府県別の削減目標量の設定

表1 山口県の削減目標量 (単位：トン/日)

対象物質	平成31年度(2019年度)の削減目標量	平成26年度(2014年度)の実績 ()内は7次計画の削減目標量
COD	44	38 (45)
窒素	31	28 (33)
りん	2.0	1.7 (2.0)

※ 「削減目標量」とは、目標年度の時点における1日当たりの排出負荷量の上限をいう。
(現在の排出量から削減する量を表したものではない。)

3 総量削減計画（第8次）の策定

総量削減基本方針に基づき、本県の削減目標量を達成するための総量削減計画を策定（水質汚濁防止法において規定されている計画に定める事項は次の(1)～(3)のとおり）

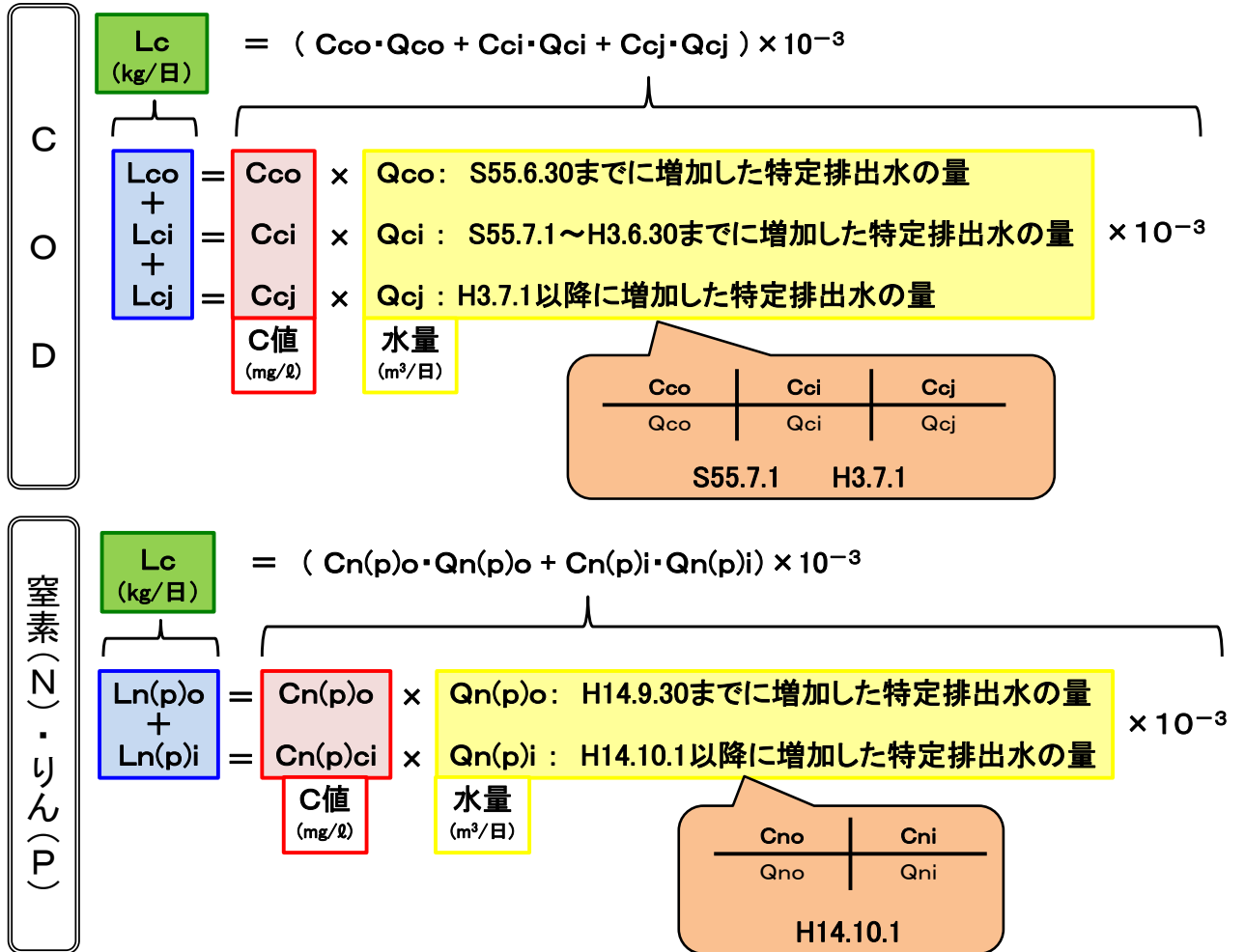
(1) 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量(表2)

対象物質	生活系	産業系	その他
COD	10	31	3
窒素	7	13	11
りん	0.7	1.0	0.3

※ 「その他」とは、農地、畜産、養殖場等から排出される汚濁負荷量をいう。

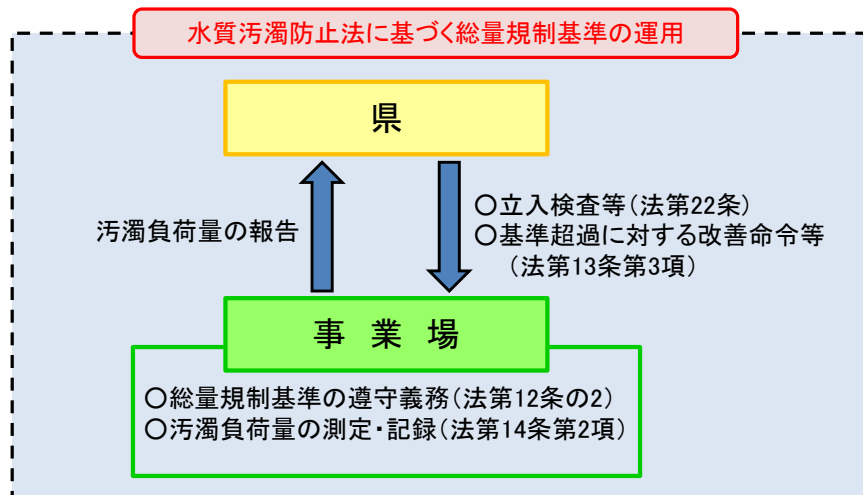
(1) 総量規制基準の算定

- 総量規制基準(L値)は、「排出水量×業種等の区分ごとの基準値(濃度値:C値)」により、事業場ごとに算定
- 業種等の区分ごとの基準値は、排出水の増加した時期により、CODは3種類、窒素及びりんは2種類に分けて設定



(2) 総量規制基準(第8次)の設定

大阪湾を除く瀬戸内海について、国が第7次の基準値(C値)の設定範囲を変更せず継続したことを踏まえ、県においても基準値を変更せず、継続して設定



【参考】 総量削減計画の位置付け(関係法令等との関係)

